

盗聴法（組織的犯罪対策法）に反対する

市民連絡会ニュース

先 日本消費者連盟
連絡 ネットワーク反監視プロジェクト(小倉)

〇三二五二五五二四七六五
〇七〇一五五五三二五四九五

勝負の年・二〇〇七年 共謀罪を廃案に追い込もう！

二〇〇六年の通常国会、臨時国会で、共謀罪反対運動は大きな成果をあげました。私たちは、政府・与党が全力をあげた共謀罪等新設法案の成立を阻止しただけでなく、臨時国会では衆議院法務委員会共謀罪の審議入りさえ許しませんでした。審議すればするほどボロがでる共謀罪新設法案は、審議するに値しない内容であることが明らかにされたといえることができます。

共謀罪に反対する野党議員と市民のたたかいは、共謀罪の廃案への道を切り開きつつあります。二〇〇七年のたたかいで、共謀罪を廃案に追い込みましょう。

追いつめられる政府・与党
政府・与党との共謀罪をめぐる攻

防は、いまだという局面にあるのでしようか。政府・与党は、明らかに共謀罪に反対する世論の前に追いつめられています。そのことは現在法務委員会で継続審議になっている法案が共謀罪原案、つまり内閣提出法案しかないことに象徴的に示されています。

与党が二〇〇六年の通常国会で提出した二つの修正案は世論の批判の前に廃案になり、内閣提出法案を継続審議にする以外ありませんでした。与党法務委員は臨時国会で共謀罪の審議入りを追求しましたが、その段階でも内閣提出法案にかわる修正案を出すことができませんでした。これは、政府・与党が共謀罪に対する世論の強い批判、危惧に曲がりなりにも「対応」できうると確信できる

修正案がないことを示しています。

市民の大きな反対運動を

東京新聞の報道（二〇〇六年十二月三〇日）によれば、政府・与党は共謀罪の対象犯罪を削減する大幅修正を検討中で、七月の参議院選挙後の臨時国会で成立を目指す方向とのことです。これは、政府・与党が明らかに共謀罪で追いつめられ、今までの主張から後退せざるを得なくなったことを示すものです。政府・与党がいままで対象犯罪を削減すると言ったことはありません。これは、政府・与党が追いつめられながらもなりふり構わず共謀罪をつくらうという執念を示すもので、油断はでき

ません。二〇〇七年の通常国会で、さらに共謀罪反対の声を大にし、運動を広げて、共謀罪廃案への道を開きましょう。

参議院選挙での野党の勝利は共謀罪廃案への道に繋がるものであり、私たちは、野党の勝利に期待します。一月二五日からの通常国会で、野党議員の頑張りに応える、さらに大きな市民の共謀罪反対・廃案の運動をつくりあげましょう。

一月三十一日に「共謀罪の新設に反対する市民と表現者の集い」を開きます。ぜひご参加ください。

◎1.31共謀罪の新設に反対する市民と表現者の院内集会

- 日時：2007年1月31日（水）12:30～13:30
- 場所：衆議院第二議員会館第2会議室
- 発言：国会議員、表現者、市民団体、ほか
- 主催：共謀罪法案反対NGO・NPO共同アピール／共謀罪の新設に反対する市民と表現者の集い実行委員会／共謀罪に反対するネットワーク
- ◎連絡先：アムネスティ・インターナショナル日本 TEL 03-3518-6777／反差別国際運動日本委員会（IMADR-JC）TEL 03-3568-7709 imadr.jc@imadr.org
日本消費者連盟 TEL 03-5155-4765

◎共謀罪の新設に反対する請願署名

これまでに提出した署名総数 計362,226筆

2006年4月11日	第1回提出	102,142筆
4月26日	第2回提出	61,000筆
6月9日	第3回提出	110,187筆
10月17日	第4回提出	88,897筆

◎話し合うことが罪になる 共謀罪の新設に反対する市民団体共同声明

呼びかけ団体：18団体 賛同団体：360団体
詳しくはこちら→<http://tochoho.jca.apc.org/>

臨時国会での共謀罪をめぐる攻防

私たちは、二〇〇六年通常国会で政府・与党が全力をあげた共謀罪の成立を阻止しました。二〇〇六年臨時国会は、巻き返しをはかる政府・与党と、共謀罪に反対する野党と市民の激しい攻防の場となりましたが、ここでも共謀罪の成立を阻止しました。以下は、二〇〇六年の臨時国会における共謀罪をめぐるたたかひの記録です。

一、二〇〇六年臨時国会開会前における共謀罪をめぐるたたかひ
秋の臨時国会をめぐる攻防の帰趨を大きくきめたのは、二〇〇六年九月の日弁連と民主党による国連「越境組織的犯罪防止条約」の批准国の調査報告でした。この報告で政府・与党が国会で嘘をついていたことが明らかになつたのです。この日弁連調査はマスコミでも大きく取り上げられ、政府・与党は窮地に立たされました（日弁連調査報告にかかわる内容は四ページ参照）。

二、臨時国会でのたたかひ
政府・与党は、マスコミを通して、教育基本法案改悪法案、防衛省法案



などの重要法案の成立を最優先し、「共謀罪の臨時国会での成立は断念」という報道を流させました。この報道で共謀罪に反対する市民などの中に臨時国会は大丈夫のようだという安心感が生まれ、共謀罪反対運動への市民の参加が減少するといふことがありました。しかし、共謀罪反対運動は、こうした困難を乗り越えて、着実に運動を継続していきました。それだけではなく創意工夫したたたかひを通して、運動を拡大していったのです。

◎国会冒頭の院内集会

臨時国会招集日の九月二十六日、市民、表現者、NGO・NPOの三団体が共謀罪の新設に反対する院内集会を開き、約一五〇名が参加しました。院内集会では山下幸夫弁護士が日弁連が調査した条約批准についての各国の対応を報告し、政府・与党が国会でいかにでたらめな説明をしてきたかを明らかにしました。

この院内集会の成功は共謀罪は廃案可能だという確信を与え、それ以降の臨時国会での反対運動の展開に大きな弾みを与えました。

以降、国会状況に対応しながら、十月一七日院内集会、十月二五日緊急集会、十月二十九日共謀罪を廃案に！講演会、などを開いていきました。

◎国会中盤のたたかひ（十月中旬～十一月中旬）

国会も中盤に入り、教育基本法改悪法案などをめぐり、与野党の攻防が激しさをますなかで、市民団体の創意工夫したたたかひが繰り広げられました。

ひとつは「共謀罪があつては喋れない」というNGP・NPOのパフォーマンスであり、もうひとつは諸運動が連携したヒューマン・チェーンの運動です。

◎NGO・NPOのパフォーマンス

十月一七日、アムネスティ・インターナショナル日本、グリーンピース・ジャパン、反差別国際運動日本委員会などのNGO・NPOを中心に「共謀罪があつちゃしゃべれない」と約五〇人が口を布でおおったパフォーマンスが行われました。このパフォーマンスはマスコミでも取り上げられました。



◎諸運動が連携したヒューマン・チェーン高揚

教育基本法改悪反対、少年法改悪反対、改憲手続き法反対、共謀罪反対の運動をになう市民運動体が連携し、十一月八日の第一波を皮切りに、十一月一六日、十二月六日、十二月

市民連も横断幕を持って参加→



国会前でキャンドルを灯す→



一三日と四波にわたるヒューマン・チェーンが行われました。このヒューマン・チェーンは、衆議院議員会館前から参議院議員会館前の路上を文字通りうめつくす市民、労働者が参加するという画期的な運動となりました。



三、共謀罪審議入りをめぐる攻防
十一月六日、政府・与党は教育基本法改悪法案を衆議院で強行採決しました。この勢いにつれて衆議院法務委員会でも与党・法務委員は共謀罪の審議入りを求める動きを活発化させました。法務理事会は、共謀罪の審議入りを求める与党と共謀罪と条約の関係をめぐる問題点が明らかにされておらず審議の前提を欠くという野党の主張が真つ向から激突し、その溝は埋まらず、法務委員会を開くことができない状態が続きました。

保坂議員のブログにはアクセスが殺到



院内集会で発言する平岡議員
野党議員の奮闘に込めるべく、市民団体も十一月二日、十一月二二日、十一月二八日、十二月一日、十二月六日、十二月一五日と緊急議面集会、院内集会を連続して開催しました。
この時期、日弁連も院内集会などを開き、積極的に反対運動を展開しました。



臨時国会延長

国会は参議院で教育基本法改悪案をめぐる攻防が強まり、政府・与党は会期中に参議院での採決は困難と判断し、会期を十二月一五日から一九日と四日間延長しました。残念ながら教育基本法改悪案は参議院を通過、成立。

市民団体は、共謀罪は最後まで油断できないと国会最終日の十二月一九日、三団体共催による共謀罪の新設に反対する院内集会を開き、約百名が参加しました。平岡秀夫議員(民主党)、保坂展人議員(社民党)からは、「この日開かれた法務委員会では与党は共謀罪について何も提案することはない」という発言がありました。

ついに臨時国会では、共謀罪の成立だけではなく、審議入りをも阻止したのです。私たち、野党議員と連携した市民のたたかいは、二〇〇六年の運動を通して共謀罪廃案への道を切り開いたのです。

◎シリーズ第3弾
好評発売中！
【パンフレット】
話し合うことが罪になる
共謀罪 partⅢ

※お申し込みは日本消費者連盟まで
TEL：03-5155-4765
FAX：03-5155-4767

条約の批准は共謀罪新設の理由ではない

—政府の本音を探る—

臨時国会で共謀罪の審議入り、強行採決を阻止できなかった要因の一つに、政府が「国連・越境組織犯罪防止条約」に関して嘘と隠蔽を行っていた事実が明るみに出たということがあります。政府の説明では、共謀罪の新設は条約の批准のために必要だというものでした。

政府の言い分では、条約が求める共謀罪は、最高刑が四年以上（日本では六〇〇種類以上）の犯罪に適用、犯罪の越境性を要件とすることは認められない。これに則した国内法をつくらなければ条約を批准できず、国際社会への責務を果たせない、というものでした。ならば批准した国々はどうしているのかとの質問に、「調査はしていますが、国によって言語も違いますし、法体系も違いますから時間がかかります」（〇六・五・一七第一六四国会法務委員会）という外務省政務官の笑い話のような答弁もありました。それが日弁連と民主党の調査で明らかになったのです。

■世界各国の共謀罪への対応は日本と違う

一、率先して治安の強化を叫びこの条約を推進してきたアメリカが、条約の批准にあたって共謀罪条項を留保していた。アメリカでは、アラスカ、バーモント、オハイオなどの州は、一四種類から二二種類の犯罪にしか共謀罪を定めておらず、州が条約に基づいて共謀罪をつくらずにすむために共謀罪条項を留保して条約を批准していた。政府はこれを二〇〇五年十月一二日に知っていたが、同年十月二二日の衆議院法務委員会、アメリカの批准について民主党の平岡秀夫議員の質問に対し、米国が留保したこと全くとせず、その後一年間これを隠し続けてきた。

二、条約の批准にあたってセンストクリストファー・ネービスのように越境性を要件として共謀罪を制定している国もあった。同国は留保もせずに条約を批准している。

三、共謀罪を新設したことが確認されているのはノルウェーのみ。

四、組織犯罪集団が関与する重大犯罪

のすべてについて共謀罪の対象としていないことを認めている国が五カ国（ブラジル・モロッコ・エルサルバドル・アンゴラ・メキシコ）ある。

■政府説明……他にもこんなに

おかしい

一、条約の批准は主権国家の一方的な意志表明。条約の批准あたって国連による審査は無く、共謀罪を新設しなくても批准に支障はない。

二、条約の意味と精神に主眼をおくべきであり、もともと「共謀罪は国内法の原則と両立しない」と主張していた日本政府の提案により、条約には「国内法の基本原則に従って必要な措置をとる」との文言が加わっている。

三、子どもの権利条約や拷問等禁止条約などの人権に関する国際条約については、日本は批准をしても国内法整備を必ずしも行っていない。

四、条約は「マフィア対策」を目的としたもので、組織的犯罪集団を物や金を目的とした犯罪集団に限定しているが、共謀罪にはこの限定がない。さらに条約の目的を「テロ対策」だといわなければならない必要性を強調している。これによって共謀罪の対象が、非物質的な利益である宗教、政治、人権、環境などを問題とする団体等、無限定となる。

共謀罪は国民監視・管理の治安法

以上の点を見れば、共謀罪をつくらなくても国際的に何ら問題はないにもかかわらず、共謀罪の新設に固執する政府の意図がハッキリしてきたのではないだろうか。しかも、条約では「団体」の規定を三人以上としています。共謀罪では二人以上としています。これは二人による会話である電話の盗聴捜査を拡大することに繋がります。私たちは知らない間に盗聴されているということにもなるでしょう。共謀罪新設の根拠は何も無いのですから、基本的人権を保障する憲法に違反している共謀罪は当然廃案にするべきです。

越境組織的犯罪防止条約も、国際NGOの参加も民主的な討論もなく拙速な審議でつぐられ、これまで国際的に確立してきた民主主義的な法制度や各種人権の保障に反する内容を持っていきます。各国代表の発言はそれぞれの国の国益の観点からなされ、人権サイドの発言は少なかつたと聞きます。私たちはこの条約の批准にも一貫して反対しています。

